

改正建築基準法に基づくシックハウス対策の概要

1. 経緯等

- ・ 平成14年7月12日 建築基準法等の一部を改正する法律公布
- ・ 平成15年7月1日 施行予定

2. 概要

(1) 規制対象とする化学物質

クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

(2) クロルピリホスに関する規制

居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。

(3) ホルムアルデヒドに関する規制

内装の仕上げの制限

居室の種類及び換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の面積制限を行う。

換気設備の義務付け

ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置を義務付ける。

天井裏等の制限

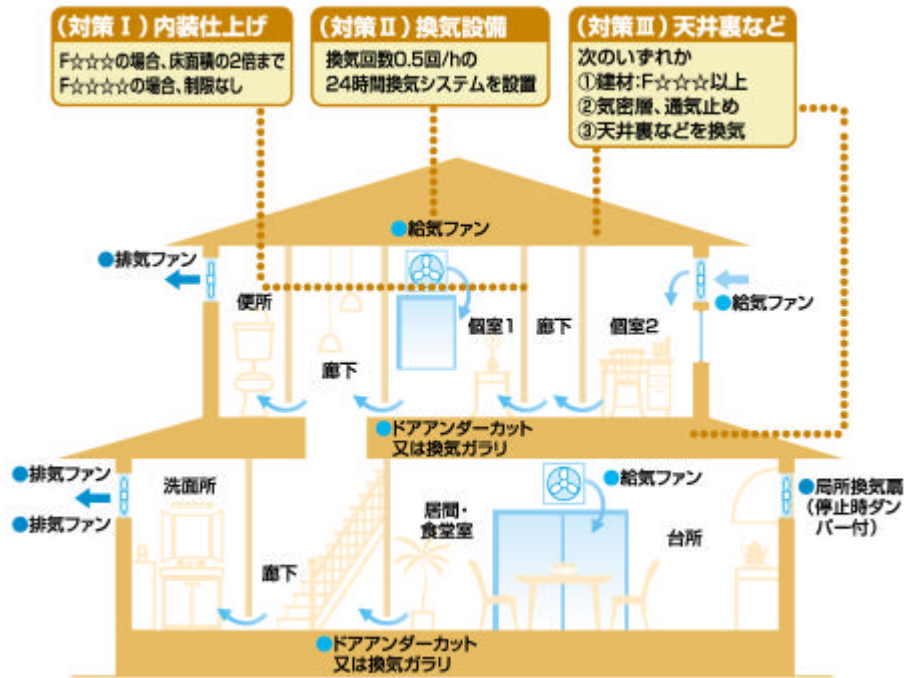
天井裏等は、下地材をホルムアルデヒドの発散の少ない建材とするか、機械換気設備を天井裏等も換気できる構造とする。

ホルムアルデヒドに関する規制の住宅のタイプ別の対応方法の例

ホルムアルデヒドの室内濃度を厚生労働省の指針値(0.08ppm)以下に抑制するために通常必要な対策は次のとおり。

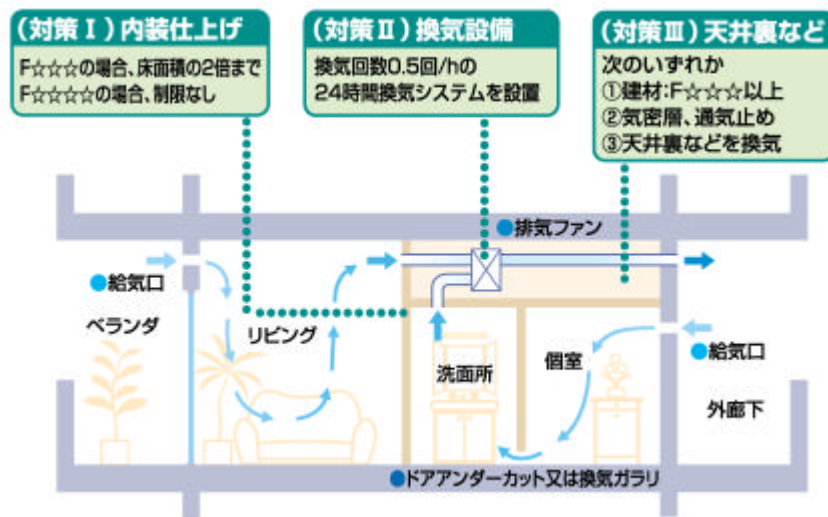
一戸建て住宅

次の ~ の全ての対策が必要。



共同住宅の住戸

次の ~ の全ての対策が必要。



伝統家屋（土壁真壁造で天井・床に合板等を用いないもの）等については、内装仕上げの面積制限（対策Ⅰ）のみを適用する。

旧E₂,Fc₂及び無等級の建材については、内装仕上げ材への使用を禁止する。F_{☆☆☆☆}の建材については、局部的な内装仕上げに限定する。

